

びわこ学院大学と東近江市との相互協力に関する協定書

びわこ学院大学（以下「甲」という。）と東近江市（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を通じたまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の拡充等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 学校教育及び生涯学習に関する事業
- (2) 福祉事業への助言と指導
- (3) 文化の振興に関する事業
- (4) 産業の振興に関する事業
- (5) 地域の活性化に関する事業
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成21年7月21日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年7月21日

甲 東近江市布施町29番地
びわこ学院大学長

村澤忠司 

乙 東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長

西澤久夫 

覚 書

びわこ学院大学（以下「甲」という。）及び東近江市（以下「乙」という。）とは、平成21年7月21日付けびわこ学院大学と東近江市との相互協力に関する協定書第2条に基づく事業について、下記のとおり協力して実施するため、次のとおり覚書を取り交わす。

記

- 1 乙は、甲の学生が、乙の施設において行う実習の受入れについて協力する。
- 2 乙は、甲の学生のインターンシップの受入れについて協力する。また、甲は、乙からの学生ボランティアの派遣の要請に協力するなど地域貢献に努める。
- 3 乙は、甲の教員の教育研究に資する情報提供や見学実習の要望について、可能な限り協力する。

上記の覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年7月21日

甲 東近江市布施町29番地
びわこ学院大学長

村澤忠司 

乙 東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長

西澤久夫 